

1. はじめに：イギリスのトラスト理解の難しさ

2. トラストの多面性と流動性

(1) 自由とパターナリズムと

- ・物権を設定する意思をもつ者による信託行為によって成立
- ・家産を承継する手段としての信託
- 財産移転の自由を促進する動機と、それを制約する動機の混在

(2) 正義と脱法と

- ・柔軟な家産承継や資金運用；「衡平」としてのエクイティー
- ・脱法的手段としての信託：封建的制約の潜脱を起源とする
- 脱法から法の改革へ
- 例：土地の遺贈；既婚女性の土地保有；著作権や商標；会社の有限責任

(3) イギリス社会の大衆化

- ・伝統的家系による土地保有の崩壊：19世紀末～世界大戦間期
- ・イギリスの福祉国家化：累進課税と庶民の財産保有
- 19世紀までの判例法理の射程を見直す漸進的動き

(4) イギリスの国際化・商業化

- ・大英帝国の遺産：コモンウェルスとオフショア諸国
- ・ロンドンの金融市場と1970年代の為替規制撤廃
- エクイティー法理の商事分野への浸透

3. トラストの担い手

(1) 法曹と裁判官

- ・少数精鋭のチャンセラー・バリスターと大法官部裁判官
- ・家事部での判例との齟齬；商事法廷での判例との齟齬
- ・事件が裁判になる以前から、信託実務は先を行く

(2) 学界とトラスト

- ・伝統的に影響力の小さな学界
- ・不当利得（コモン・ローとエクイティー）の分野を出発点とした私法体系構築
- ・判例への影響：Goff and Jones, *The Law of Restitution* (7th edn 2009; 1st edn 1966)

#### 4. ノン・チャリタブル目的信託を例に

- ・伝統的に、公益信託以外の目的信託は原則として認められない。
- ・「受益者原則」：私的信託は、信託をエンフォースする受益者が確定できることを要する

##### (1) ノン・チャリタブル目的信託の誕生

- ・ナウル（1972）・クック諸島（1984）・バミューダ（1989）・・・

- ・ *Re Denley's Trust Deed* [1969] 1 Ch 373 (Goff, J)

1936年信託設定：「一次的にはHH Martyn & Co Ltd社の従業員の福利のための、二次的には受託者が利用を認める者の福利のための、運動場として維持」

- ・ Goff 裁判官の判示：受益者原則で信託が無効とされるのは「目的信託が抽象的あるいは特定の人に関わらない場合に限られる」。

「信託が目的として表現されていても、直接的または間接的に一人または複数の個人の利益のためのものであれば、一般には、受益者原則で無効にされない」

##### (2) オフショア・トラストの功罪

- ・会社の資産流動化やオフ・バランス取引に、富裕層の資産運用

- ・オフショア目的信託の特徴——*Denley's Trust Deed*とは異なる時代背景

①受益者が完全にいない；②エンフォーサー；③自己完結的 self-serving な目的

- ・悪用：資産隠し・脱税・債権者や遺留権者詐害・マネーロンダリング・粉飾決算

- ・利用と悪用の実態が見えない；裁判所の介入が極限まで限定されている

##### (3) トラストのコア

- ・信託の中核的内容をどこまで縮減できるか

David Hayton, 'The Irreducible Core Content of Trusteeship' in AJ Oakley ed, *Trends in Contemporary Trust Law* (OUP 1996) ch 3.

- ・オフショア信託の展開と並行して展開——ただし裁量信託というより広い文脈で

- ・受益者の情報請求権の制限；受託者の責任軽減；信託違反に対する免責

- ・判例にも一定の影響：*Armitage v Nurse* [1998] Ch 241 (CA) (Mustill, LJ)

- ・信託の本質論よりも信託の伝統的前提をどこまで縮減できるかに関心

##### (4) オフショア・トラストの承認執行

- ・イギリスでは受益者の指定のない信託を認めた判例はない。

- ・大半の論者は、オフショア目的信託の承認執行に懐疑的

- ・*Re Denley's Trust Deed*以降、この論点に関する判例は限られている。

## 5. まとめ：日米との比較を交えて

### (1) オフショア信託の上陸

- ・アメリカでは、オフショア目的信託に対する関心は低い
- ・オフショア Asset Protection Trust のアメリカ上陸——イギリスの関心は低い
- ・日本への「ノンチャリタブル目的信託」導入と実務上の停滞  
——信託のニーズは、各国の社会状況・経済状況によって異なる

### (2) 信託像の違い

- ・アメリカにおける信託の契約化；委託者によるコントロールの強さ
- ・日本の「信託契約」；商事信託の中心的役割；目的信託に対する委託者の関与
- ・イギリス：「土地譲与としての信託」「財産は受益者のもの」パラダイムの強さ  
——委託者による信託のコントロールに対する警戒心について学ぶべきものあり

### (3) 信託法理改革のダイナミズム

- ・アメリカ：20世紀の信託の制定法化——判例の漸進主義では変化に対応できず
- ・イギリス：判例による漸進主義——実務の先行
- ・日本：法典主義国における新信託法とアメリカン・パラダイム  
——多面的な信託を清濁併せ呑む  
——信託のニーズと悪用信託への対処との柔軟なバランス：長期的なスパンで